

令和5年10月の初診日より



妊婦初回産科受診料を助成します



対象者



下記(1)~(4)のすべてに該当する者

- (1) 10/1以降初回産科受診時(※1)に宮古島市に住民票のある妊婦
 - (2) 妊娠継続を希望する方
 - (3) 宮古島市と産科医療機関が必要に応じて支援に必要な妊婦健康診査の状況や家庭の状況を共有することに同意する方
 - (4) 所得の状況を確認するため、市が世帯の課税状況を確認することに同意する方
- (※1)…初回受診とは病院で胎児心拍が確認された事をいう



助成内容

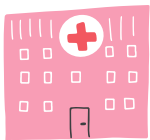
妊娠判定に係る問診、診察、尿検査及び超音波検査に係る金額または1万円のうち少ない額を助成する。

(上限は1万円とする。1回の妊娠につき助成は1回とする)

※同一年度内に妊娠した場合は2回まで助成とする。



助成の流れ



- ・ 奥平産婦人科医院
- ・ みやぎMsクリニック



病院で助成金申請委任状を記入することで受診料から助成金に該当する額を引いた支払いとなる



- ・ 県立宮古病院
 - ・ 島外の病院は
- 家庭保健課で申請が必要



【市役所に持ってくるもの】

- (1) 妊娠が証明できる書類
- (2) 診療明細書
- (3) 領収書
- (4) 受診者名義の振り込み口座通帳



【市役所で記入】

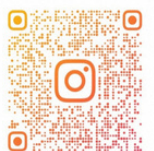
助成金申請書

お問合せ



0980-73-4572

宮古島市役所 家庭保健課 母子保健係



@MIYAKOJIMASHIBOSHIKOKEN